

平 26 . 3 . 12  
法 D 1 - 4

# 参 考 資 料

## 〔法人課税関係〕

平成 26 年 3 月 12 日  
財 務 省

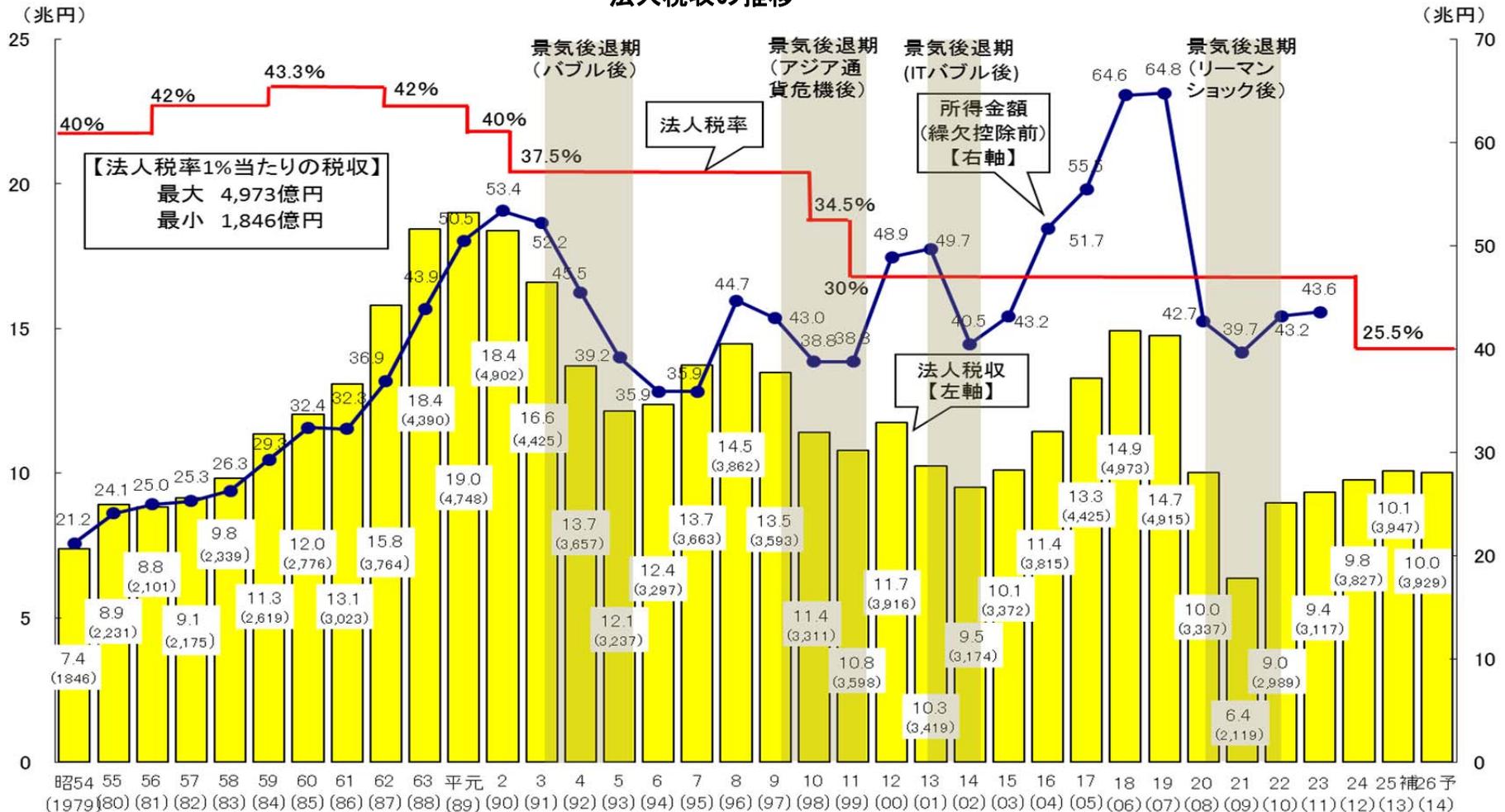
# 目 次

・ 法人税の税収力	1
・ 復興特別法人税の1年前倒し廃止（案）	2
・ 主要国の法人税率（基本税率）の推移	3
・ 国・地方を合わせた法人税率の国際比較	4
・ 法人所得課税（国・地方）の税収の推移（対GDP比）	5
・ 国民負担率（対GDP比）の内訳の国際比較	6
・ 社会保険料事業主負担の国際比較（対GDP比）	7
・ 業種別法人税の税負担率（繰越欠損金控除前の所得に対する割合）	8
・ 法人税の課税ベース	9
・ 所得金額と繰越欠損金額の推移	10
・ 法人税の納税状況（平成23年度）	11
・ 主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等について	12
・ 業種別法人税額	13
・ 日本の立地環境	14
・ 企業の収益力	15
・ 利益計上法人の益金処分の内訳	16
・ 雇用者報酬・企業所得及び民間設備投資の推移	17
・ 内部留保・現預金等及び有形固定資産の推移	18

# 法人税の税収力

- 平成 26 年度予算ベースの法人税収は 10 兆円（税収総額（50 兆円）の 20%）。
- 法人税率 1% 当たりの税収は、足下（26 年度予算）で約 3,900 億円（国・地方を併せた法人税率 1% 当たりでは約 4,700 億円）、過去最大で約 5,000 億円。

法人税収の推移



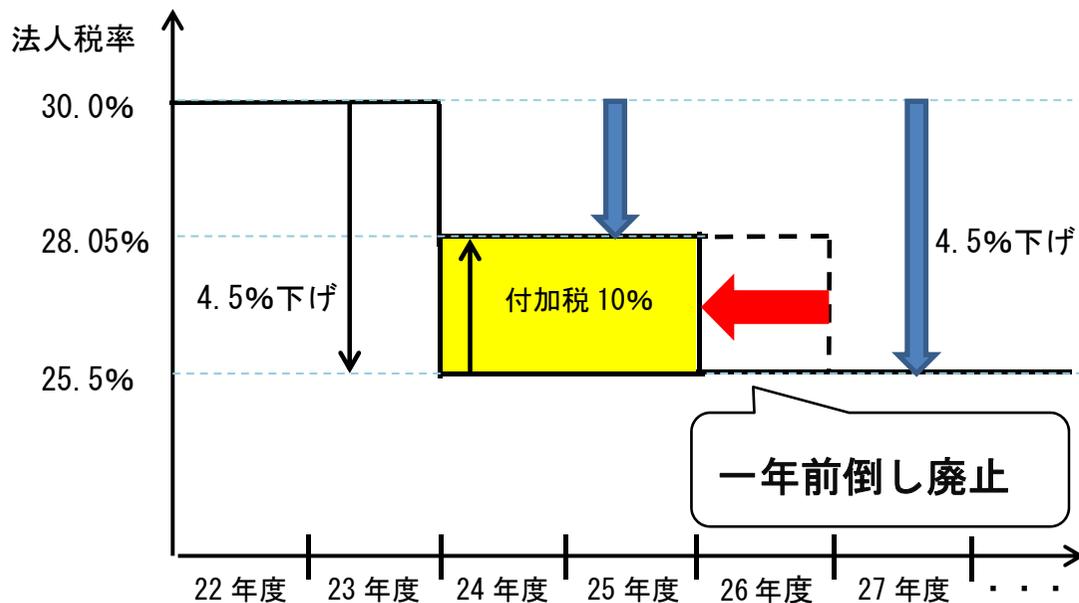
(注) 1. 法人税収は、24年度までは決算額、25年度は補正後予算額、26年度は予算額(案)による。  
 2. 所得金額(繰欠控除前)は、国税庁「会社標本調査」による。なお、平成17年までは2/1~1/31、平成18年以降は4/1~3/31に終了した事業年度を対象としている。(年度)  
 3. 括弧内は法人税率 1% 当たりの税収(単位: 億円)である。

## 復興特別法人税の1年前倒し廃止(案)

- 足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しして終了する。

### 【現行制度の概要】

法人税の納税義務者は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人税額（所得控除等の適用前の法人税額）に対して10%の付加税（復興特別法人税）を納付する義務がある。



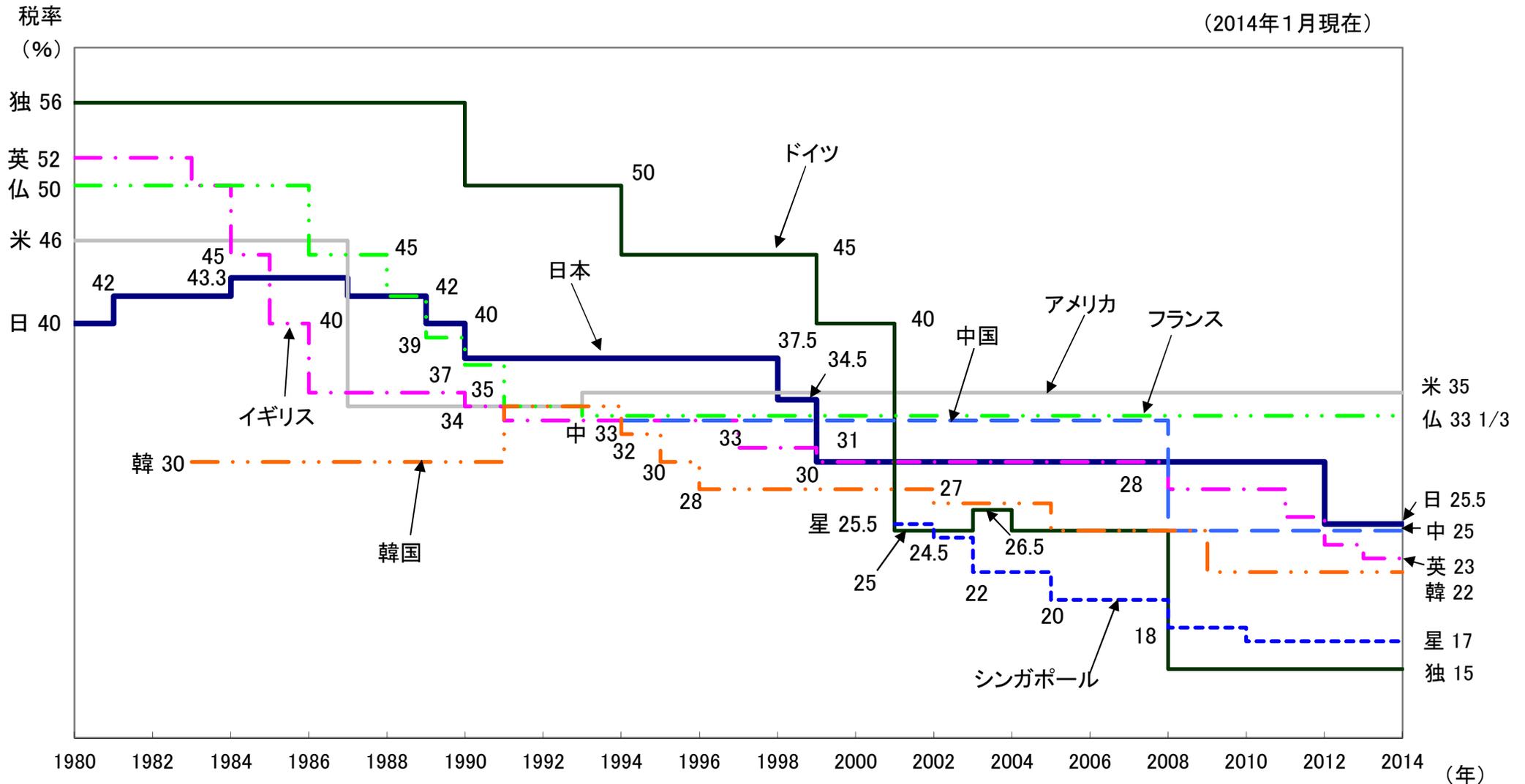
(参考) 平成26年度以降の法人実効税率(東京都、資本金1億円超の法人のケース)は、35.64%

「好循環実現のための経済対策」について  
(平成25年12月5日閣議決定)(抄)

### ○経済の好循環の実現

経済の好循環を早期に実現する観点から、経済政策パッケージに盛り込まれた所得拡大促進税制の拡充や政労使会議での取組みとともに、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しで廃止する。確実な成果を得るため、引き続き、経済界への徹底した要請などの取組を行うとともに、地方の中小企業等への効果を含め、賃上げの状況についてフォローアップを行い、公表する。

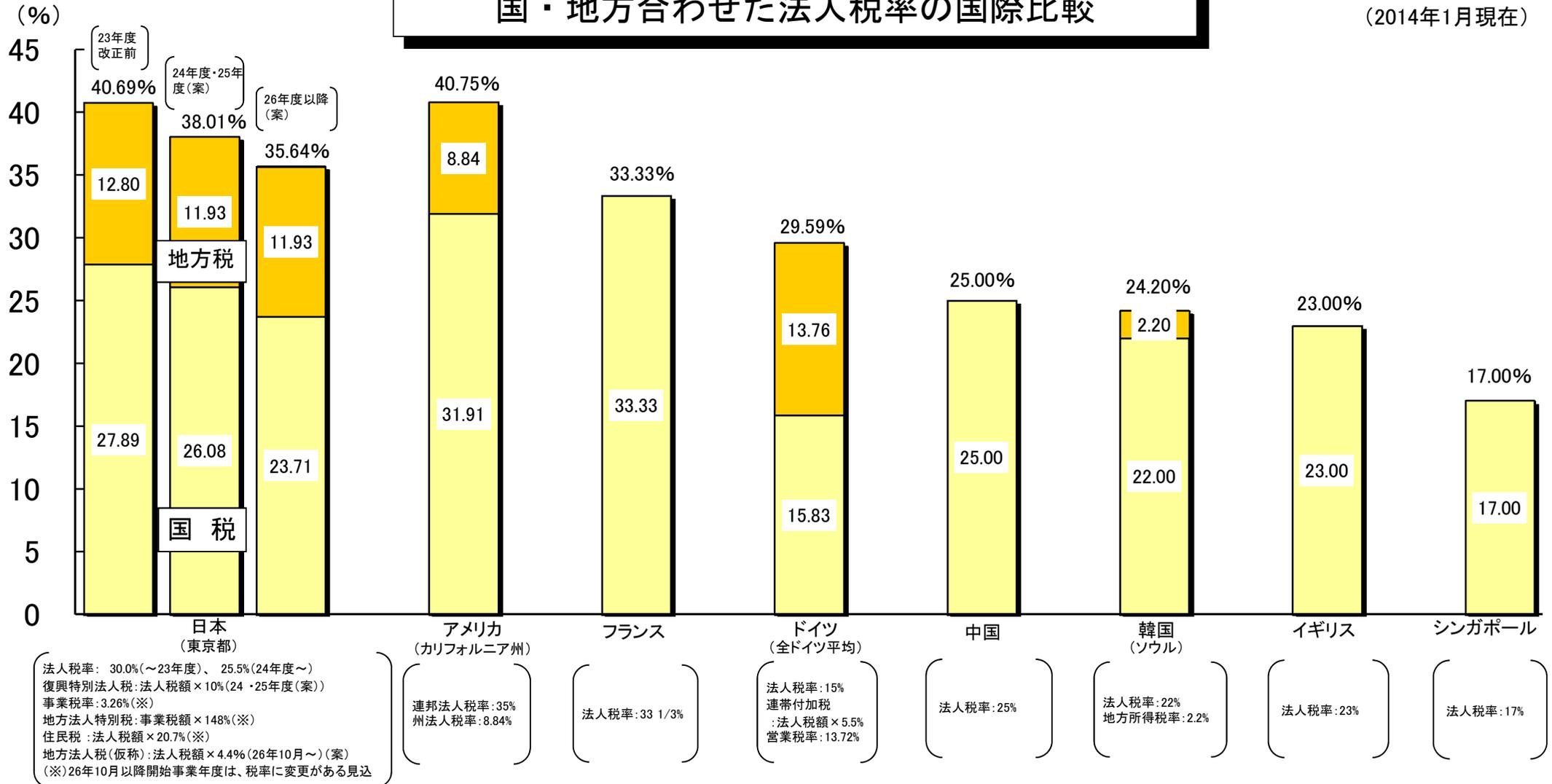
# 主要国の法人税率(基本税率)の推移



(注1) 韓国は1982年以前、中国は1993年、シンガポールは2000年以前について、資料の制約のため掲載していない。  
 (注2) イギリスにおいては、2014年4月より21%、2015年4月より20%に法人税率を引き下げることが検討されている。  
 (注3) 上記は国税について示している。なお、上記のほかに、日本では事業税及び住民税等、米国では地域により州・市の法人税、ドイツでは連帯付加税(連邦税)及び営業税(市町村税)、フランスでは年間売上高763万ユーロ以上の法人に対し法人利益社会税が課されるほか、国土経済税(地方税)等、韓国では地方所得税(地方税)等が課される。

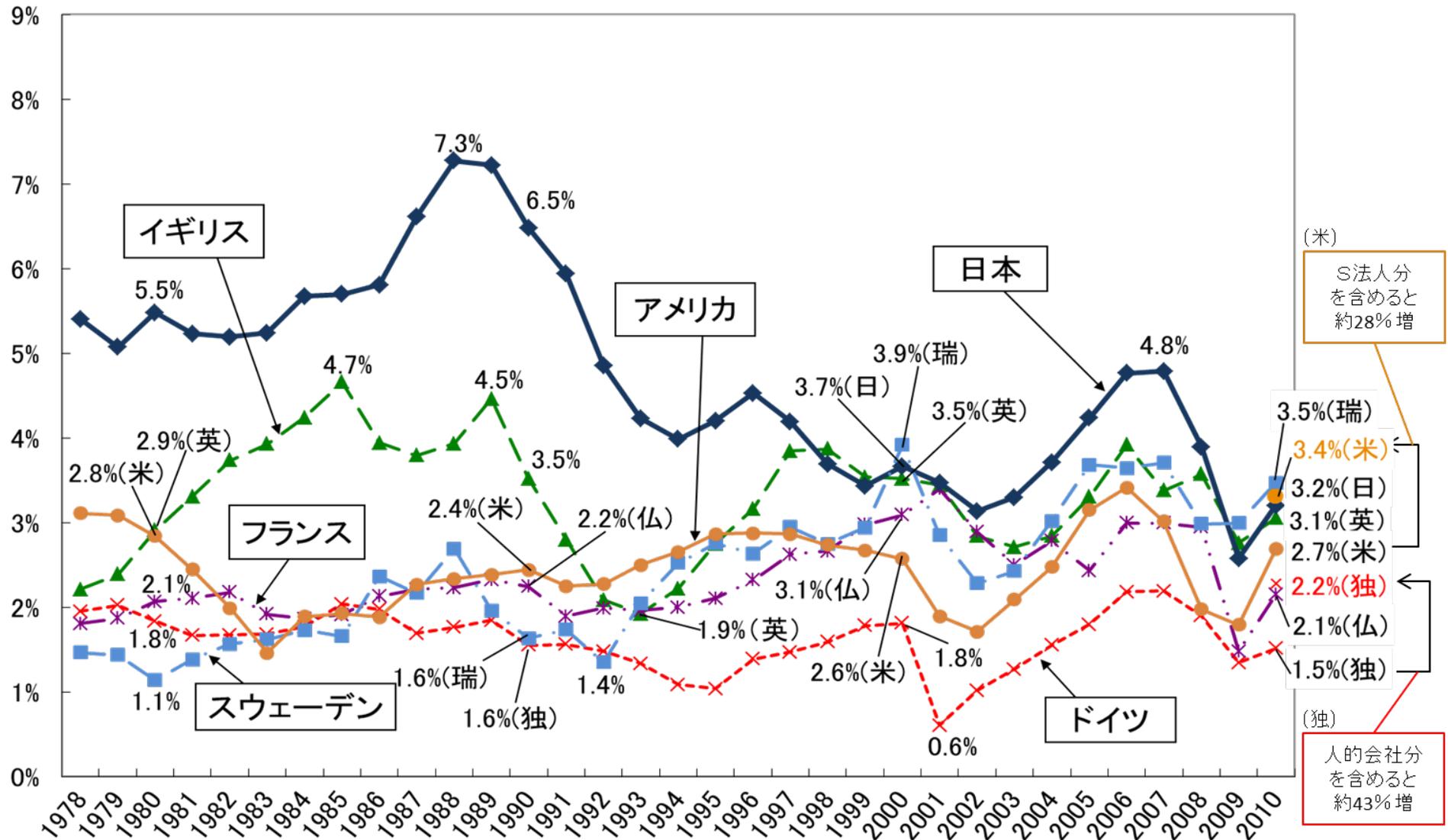
# 国・地方合わせた法人税率の国際比較

(2014年1月現在)



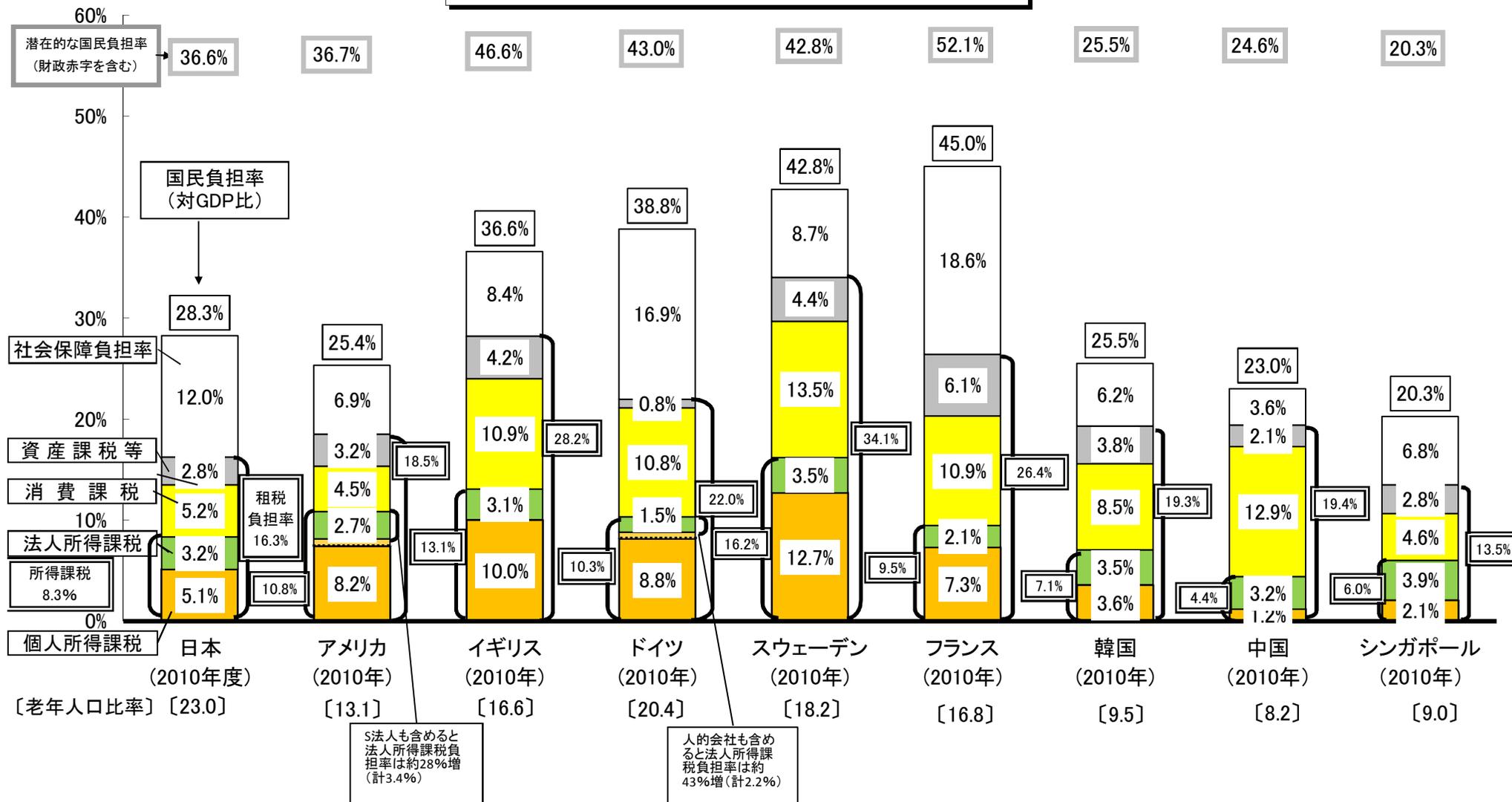
- (注) 1. 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。
4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
5. フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率39.3%(2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

# 法人所得課税(国・地方)の税収の推移(対GDP比)



(出所) OECD "Revenue Statistics 1965-2011"、同 "National Accounts"

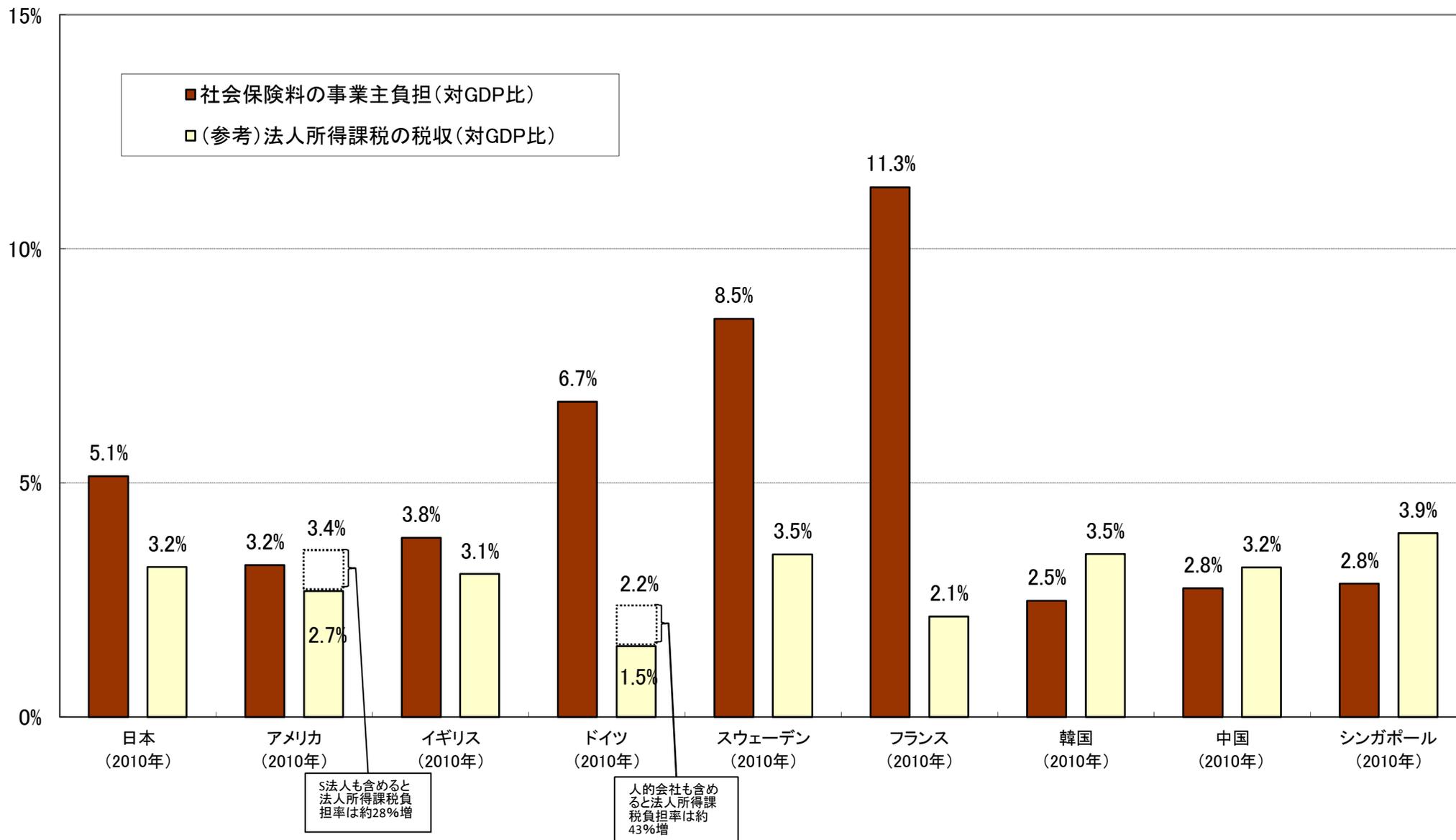
# 国民負担率(対GDP比)の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成22年度(2010年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2011" 及び同 "National Accounts" 及び "Economic Outlook No93"、中国、シンガポールは IMF "World Economic Outlook October 2012" "Government Finance Statistics 2012" 及び各国資料による。なお、日本の平成25年度(2013年度)予算ベースでは、国民負担率:29.4%、租税負担率:16.7%、個人所得課税:5.4%、法人所得課税:3.4%、消費課税:5.2%、資産課税等:2.7%、社会保障負担率:12.7%、潜在的国民負担率38.6%となっている。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。  
 4. 老年人口比率については、日本は2010年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2010 Revision Population Database" による)である。なお、日本の2013年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は25.1となっている。

# 社会保険料事業主負担の国際比較(対GDP比)

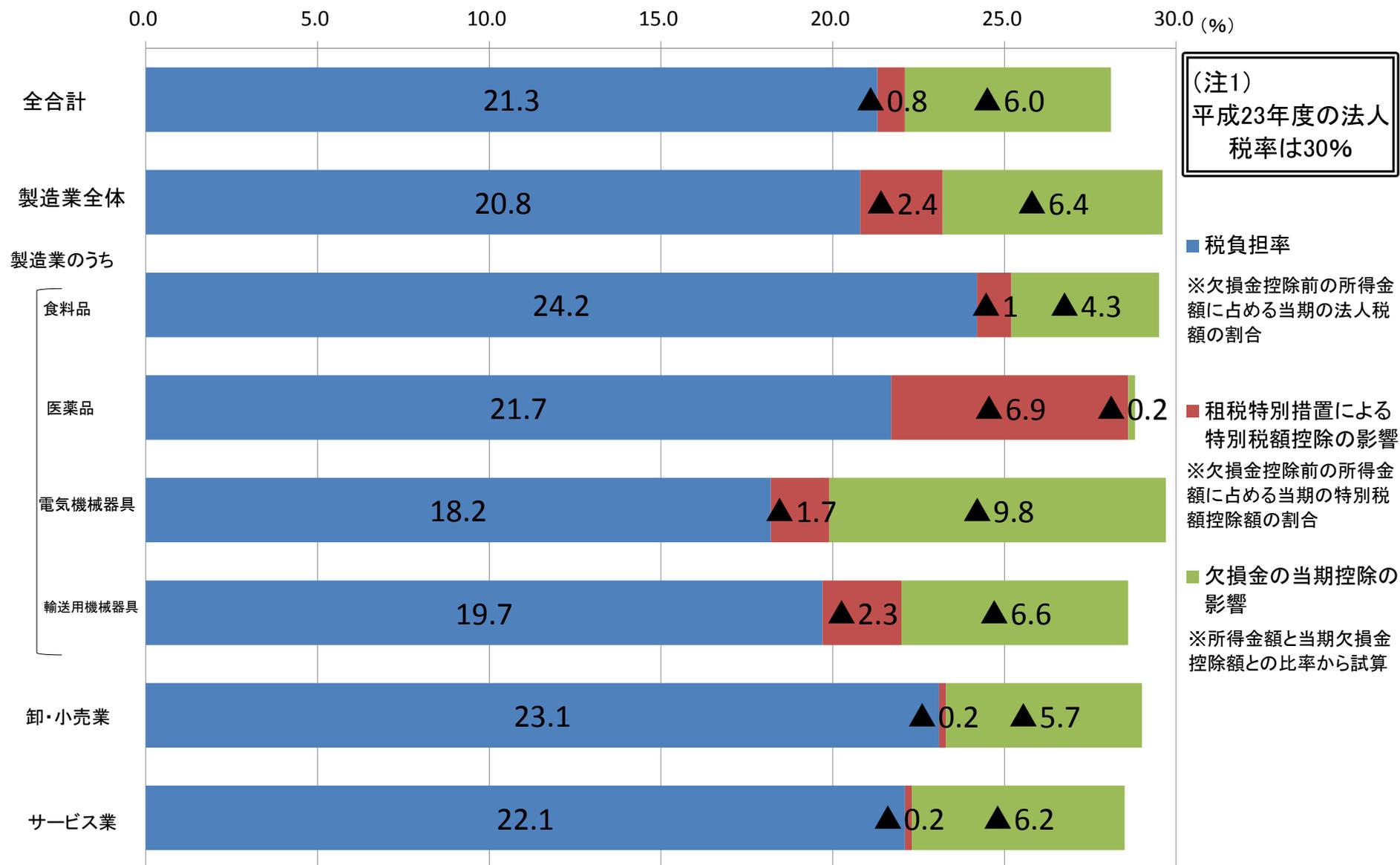
(未定稿)



(出典) 日本:内閣府「国民経済計算確報」、米英独瑞仏韓:OECD "Revenue Statistics 1965-2011"及び同 "National Accounts"、中国、シンガポール:IMF "Government Finance Statistics 2012"及び各国政府資料等。

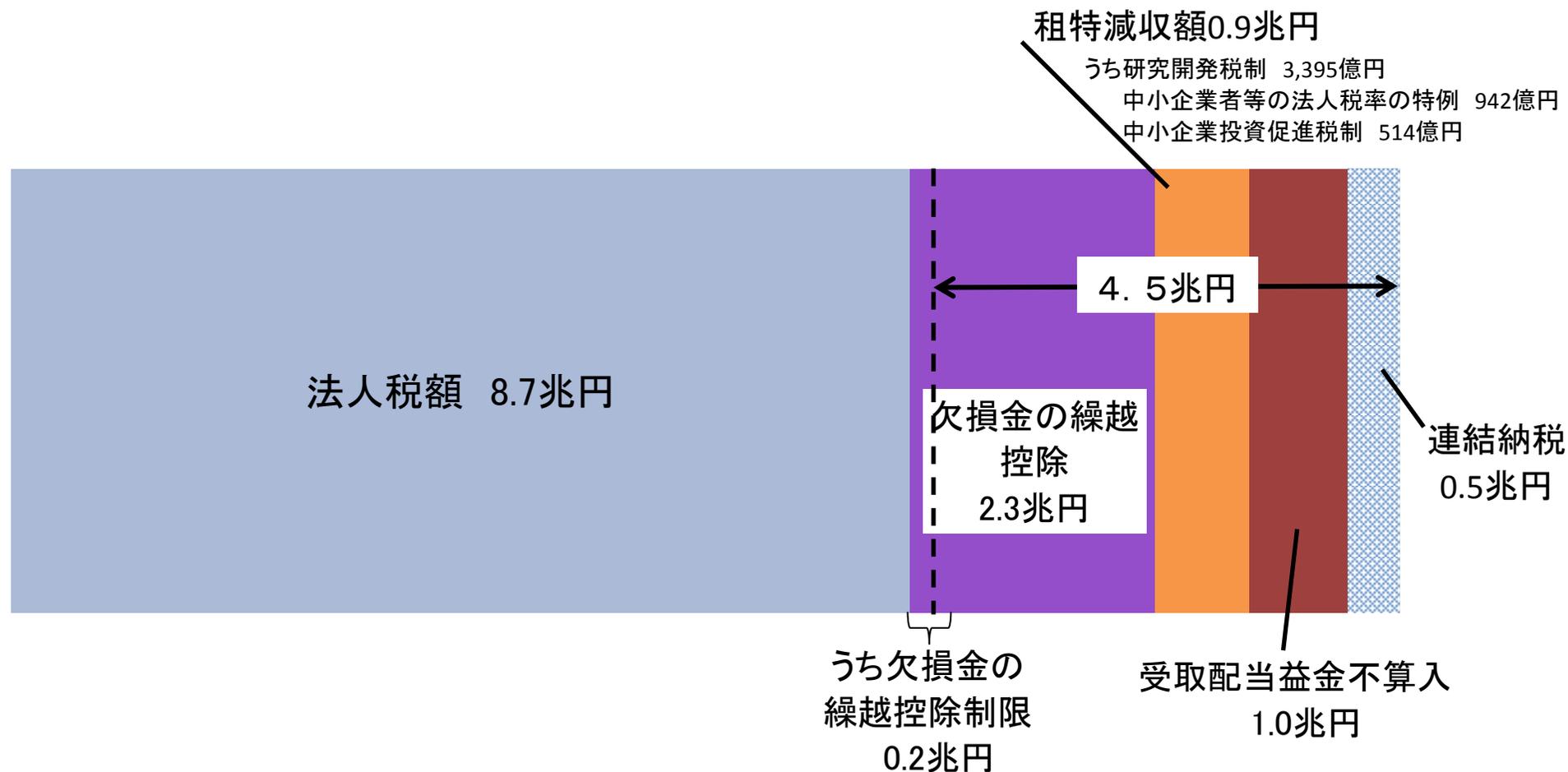
(注) OECD "Revenue Statistics"においては、社会保険料に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これについては計算上関連する項目に按分している。中国の事業主負担については、基本養老保険、医療保険、失業保険、生育保険、労災保険の保険金収入額を、2010年当時の北京市の雇用者拠出率と被雇用者拠出率の割合で按分して計算している。また、シンガポールの事業主負担については、CPFの保険金収入額を2010年当時の基本的な雇用者拠出率と被雇用者拠出率の割合で按分して計算している。

# 業種別法人税の税負担率(繰越欠損金控除前の所得に対する割合)【平成23年度】



(注2) 申告の集計データに基づき財務省で作成

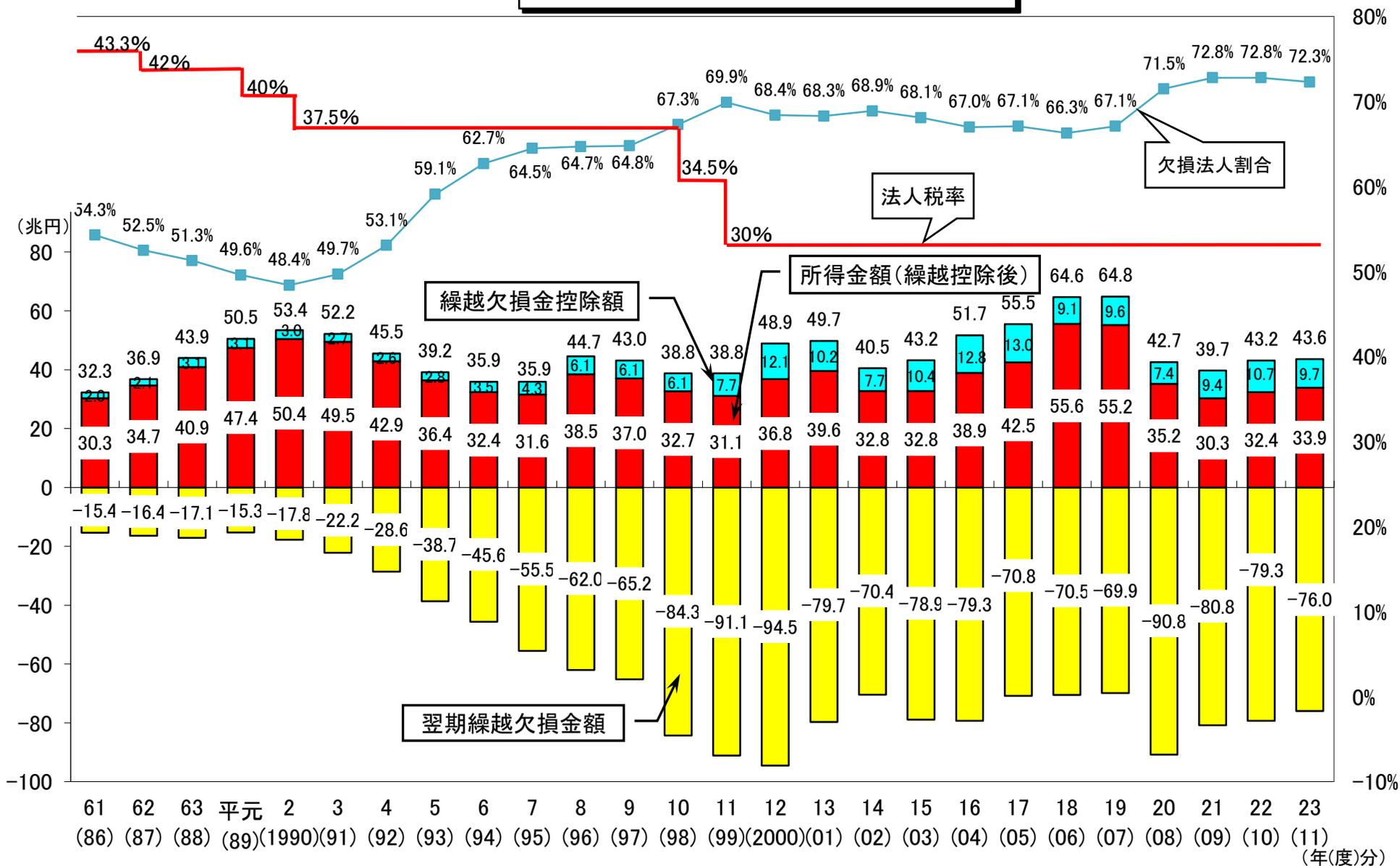
# 法人税の課税ベース



(出典) 平成23年度会社標本調査(国税庁)

- (注) 1. 欠損金の繰越控除は、大法人及び連結法人(以下「大法人等」という)の控除額(5.51兆円)及び中小法人の控除額(4.20兆円)に税率を乗じたもの。なお、平成23年度改正における欠損金の繰越控除(8割)制限措置による増収見込額は、0.2兆円
2. 租特減収額は、「租特の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会提出)」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果(平成23年度)を基に、一定の前提をおいて試算したもの
3. 受取配当益金不算入は、大法人等の益金不算入額(利益法人:2.43兆円、欠損法人2.98兆円)及び中小法人の益金不算入額(利益法人:0.13兆円、欠損法人:0.24兆円)に税率を乗じたもの。  
 なお、欠損法人に関しては、その40%が減収に影響するものとして算出
4. 連結納税は、連結法人の申告所得金額(3.04兆円)と個別所得金額(5.00兆円)の差額に税率を乗じたもの
5. 大法人等の税率は25.5%、中小法人の税率は23%を利用

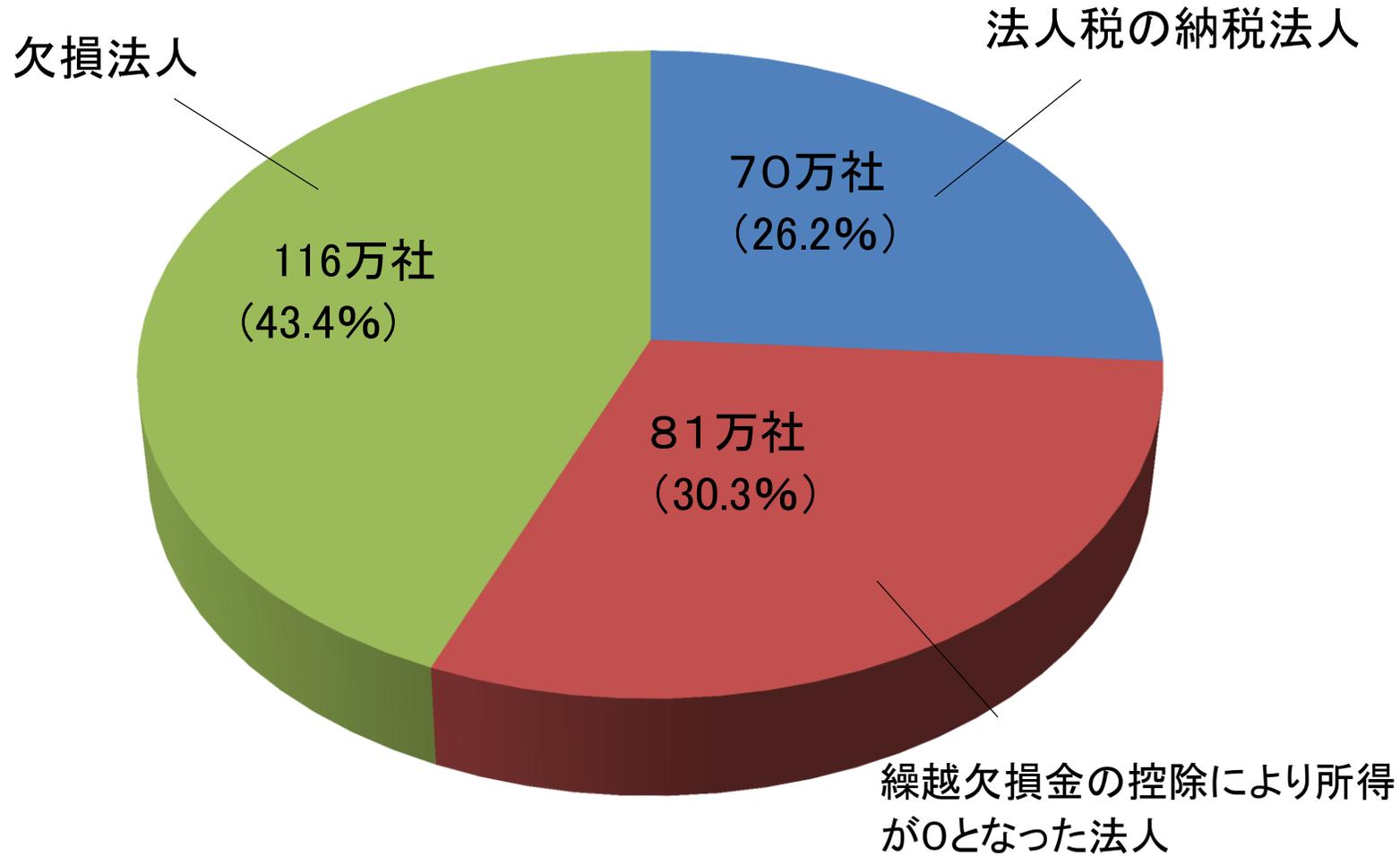
# 所得金額と繰越欠損金額の推移



(備考) 平成17年分以前は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。

# 法人税の納税状況(平成23年度)

全法人合計(約267万社)



(注) 申告の集計データに基づき財務省で作成

# 主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等について



イギリス

法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
1997 年度改正 [33⇒31%] 【▲14 億ポンド】	・配当に係る還付制度の廃止 等 【計 67 億ポンド】
1999 年度改正 [31⇒30%] 【▲7 億ポンド】	・外国子会社合算税制の見直し 【計 1 億ポンド】
2008 年度改正 [30⇒28%] 【▲10 億ポンド】	・機械設備に係る減価償却率引下げ等 【計 17 億ポンド】
2011～15 年度改正 [28⇒20%] 【▲153 億ポンド】	・機械設備に係る減価償却率引下げ(+47 億ポンド) ・銀行税の導入・税率の引上げ(+105 億ポンド) 等 【計 175 億ポンド】



ドイツ

法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
2001 年度改正 [52⇒39%] 【▲103 億ユーロ】	・減価償却率の引下げ(+69 億ユーロ) ・過少資本税制の強化(+5 億ユーロ) 等 【計 74 億ユーロ】
2003 年度改正 } 2004 年度改正 } 税率引下げなし	・配当による法人税還付の制限(+10 億ユーロ) ・連結納税制度適用の制限(+12 億ユーロ) ・欠損金の繰越限度額の設定(+6 億ユーロ) 等 【計 38 億ユーロ】
2007 年に付加価値税率の引上げと所得税の最高税率の引上げにより財政黒字を達成	
2008 年度改正 [39⇒30%] 【▲267 億ユーロ】	・営業税の損金算入否認(+114 億ユーロ) ・支払利子の損金算入制限(+11 億ユーロ) 等 【計 234 億ユーロ】

(注) ドイツの法人税率には、連邦と州の共有税である法人税、連帯付加税 (法人税額の 5.5%)、市町村税である営業税の税率が含まれる。

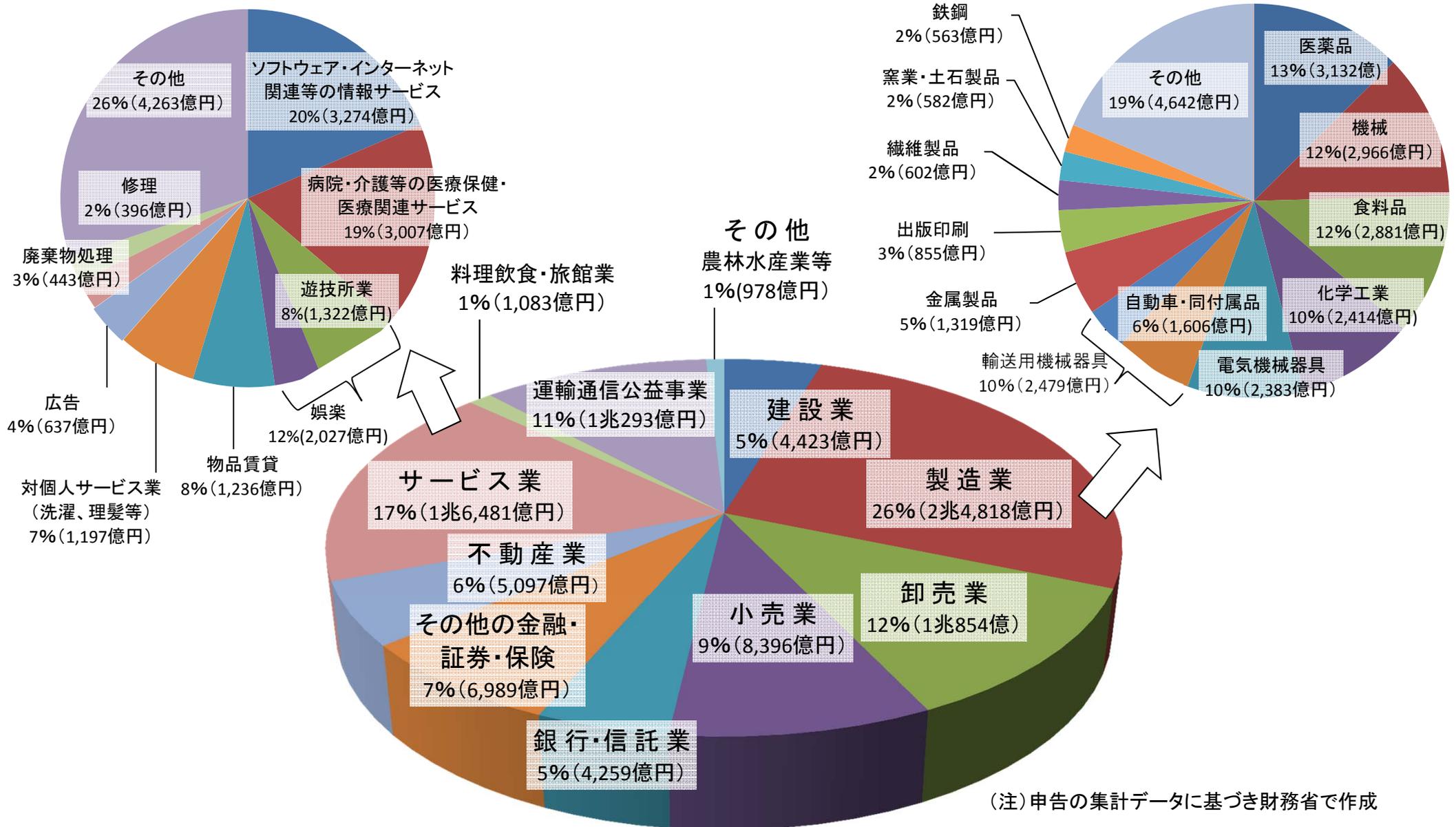


フランス

法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
1991 年度改正 [37⇒34%] 【▲4 億ユーロ】	・法人の有価証券に係るキャピタルゲイン課税の税率引上げ 【計 4 億ユーロ】
1993 年度改正 [34⇒33.3%] 【▲4 億ユーロ】	・法人概算課税の税率引上げ 【計 4 億ユーロ】 ※ 法人概算課税とは、売上高に応じて一定額を課すもの。法人税を納めない法人に課税する目的で 1974 年に導入。

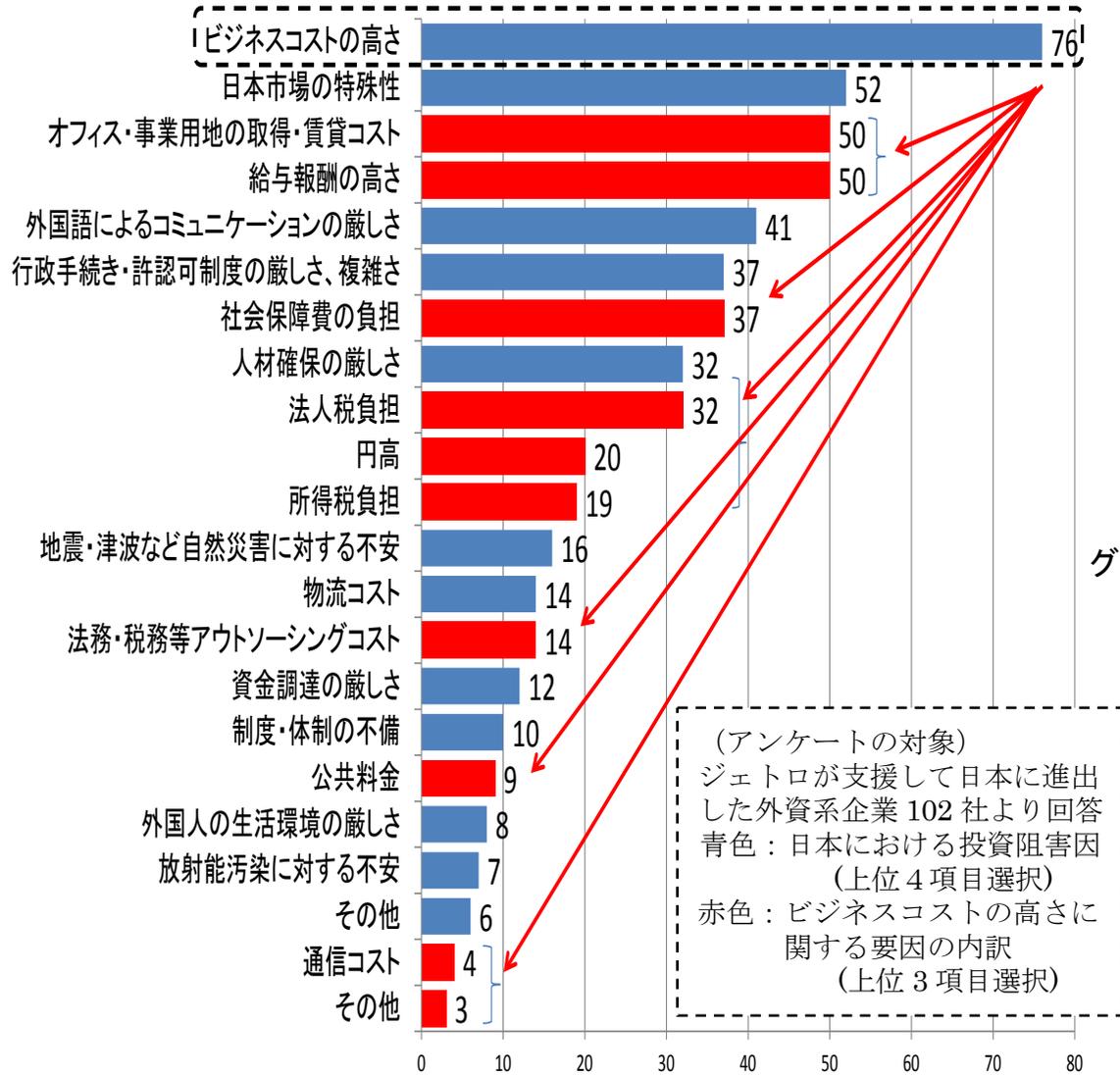
# 業種別法人税額

業種別法人税額の合計額 9兆3,670億円（平成23年度）



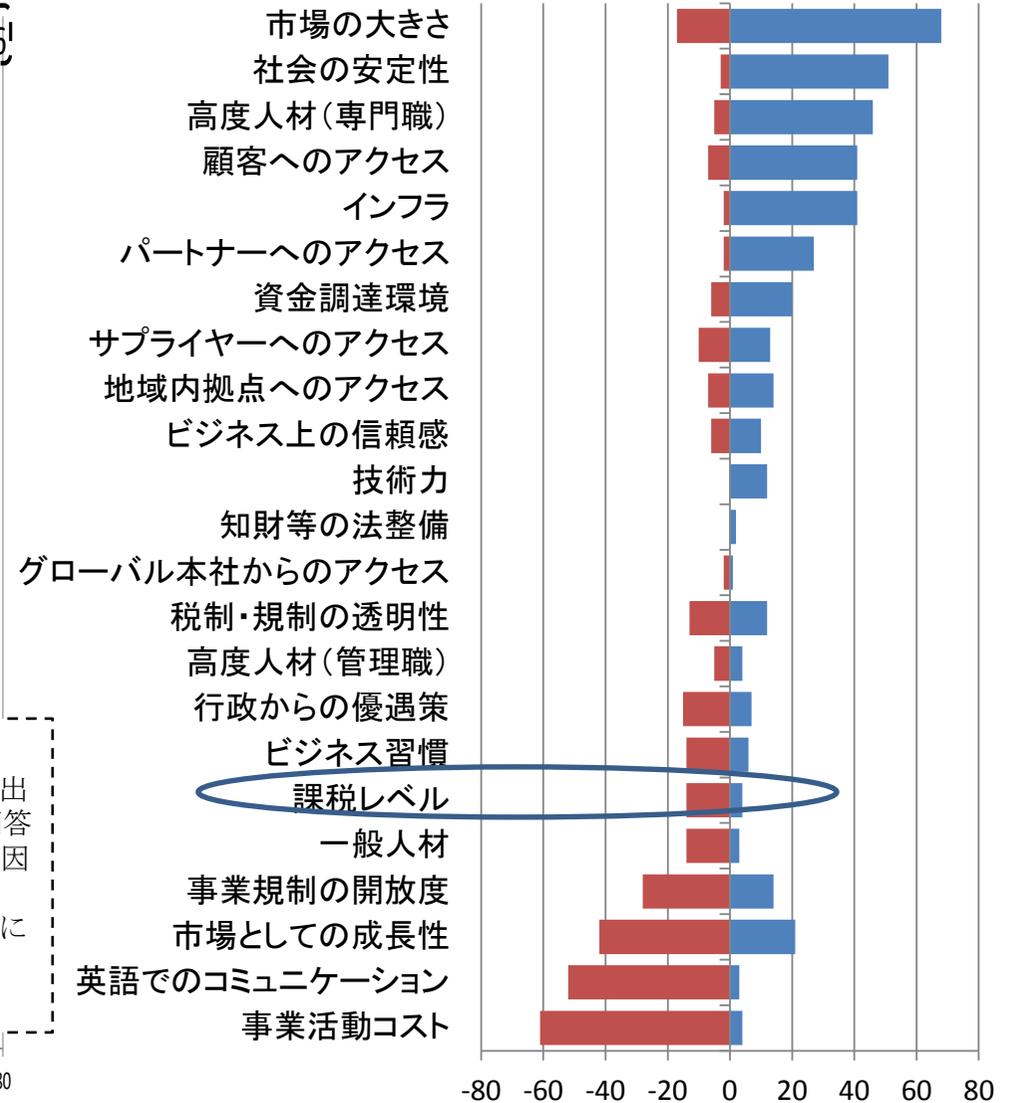
# 日本の立地環境

## 日本における投資阻害要因(外資系企業の声)



(出所) 日本に進出した外資系企業に対する日本における投資阻害要因アンケート調査 (平成 25 年 3 月ジェトロ)

## 日本のビジネス環境の「強み」と「弱み」



(出所) 欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査 (平成 24 年 3 月 アクセンチュア経済産業省委託調査)

## 企業の収益力

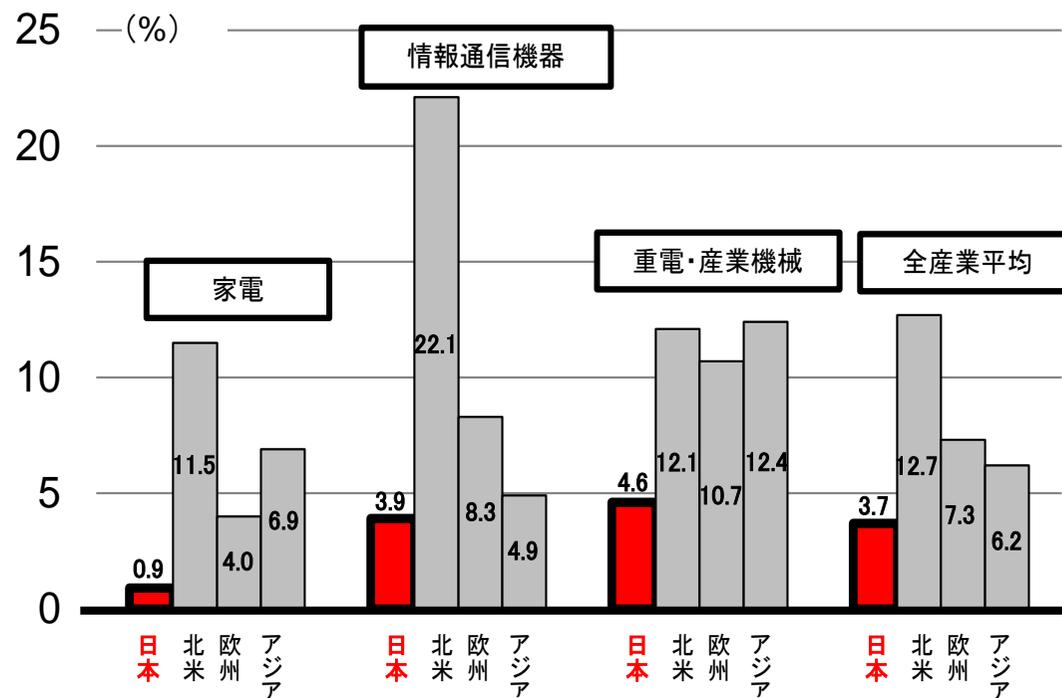
- 納税の発生する利益計上法人の事業コスト（営業費用（売上原価、販管費）、営業外費用、特別損失）は売上げの約95%。一方、売上げに対する法人税額は1.4%程度。
- 日本企業の利益率は国際的に見て極端に低い水準。

### 利益計上法人の利益構造（対売上比率）

	日 本		韓 国	
	金額 (兆円)	構成比	金額 (兆ウォン)	構成比
売 上	767.1	100.0%	3,450.1	100.0%
税引き前利益	39.2	5.1%	258.4	7.5%
申告所得金額	33.9	4.4%	228.1	6.6%
法人税額	10.4	1.4%	39.6	1.1%
利益計上法人割合	27.7%		67.6%	

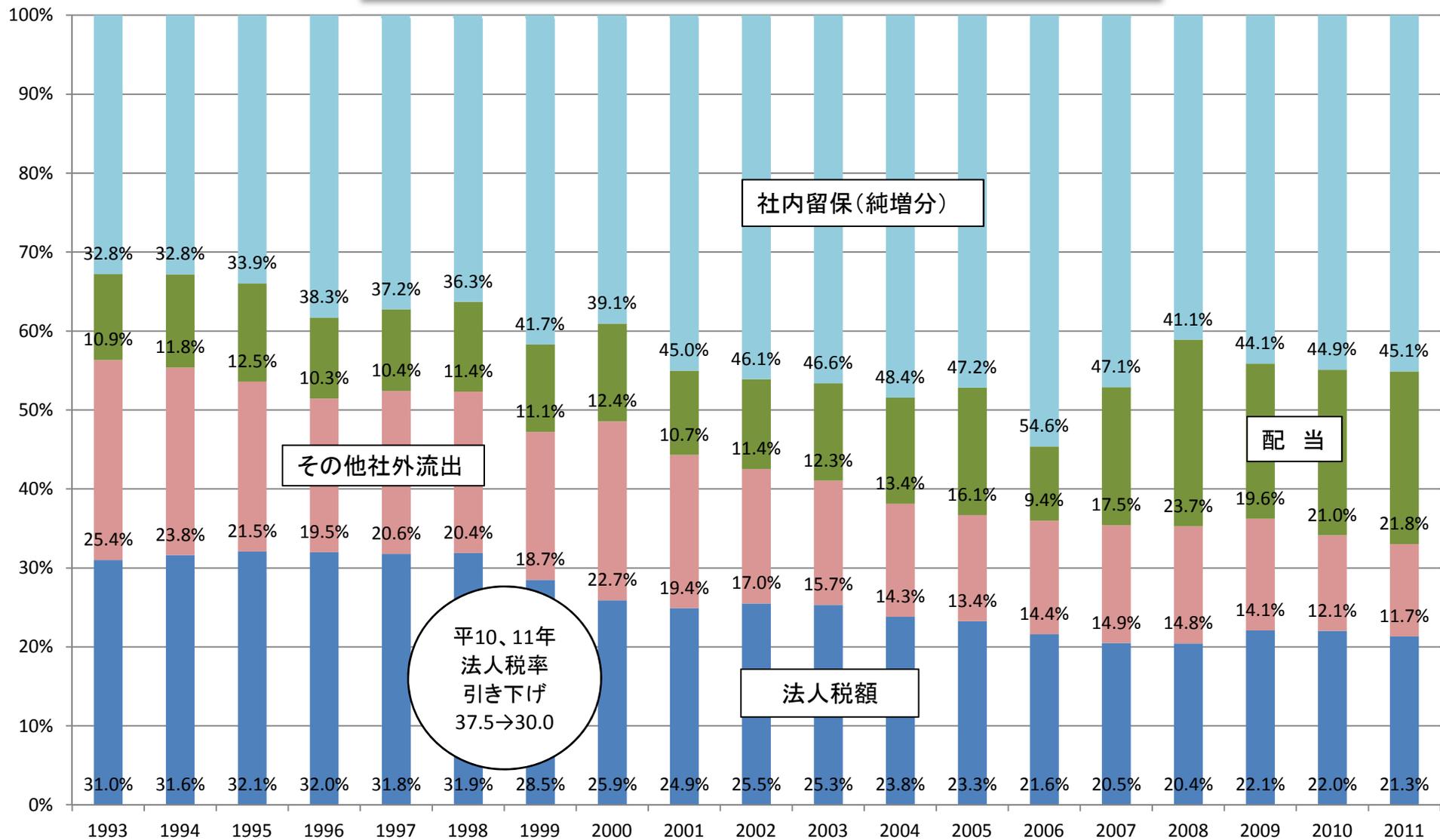
(出所) 日本：平成23年度会社標準調査（国税庁）より推計。韓国：2012年統計年報（韓国国税庁）  
 (注1) 日本の税引き前利益は、申告所得金額に受取配当及び海外子会社から受け取る配当等の益金不算入額と繰越欠損金の当期控除額を加算し、寄附金及び交際費等の損金不算入額を控除して算出。  
 (注2) 日本：利益処分の法人税額に、所得税額控除額及び外国税額控除額を加算して算出。韓国：支払税額に外国税額控除額及び最低限税額を加算して算出。

### 売上高営業利益率の国際比較



(出所) 日米欧アジア機械産業の国際競争力の現状（日本機械輸出組合）

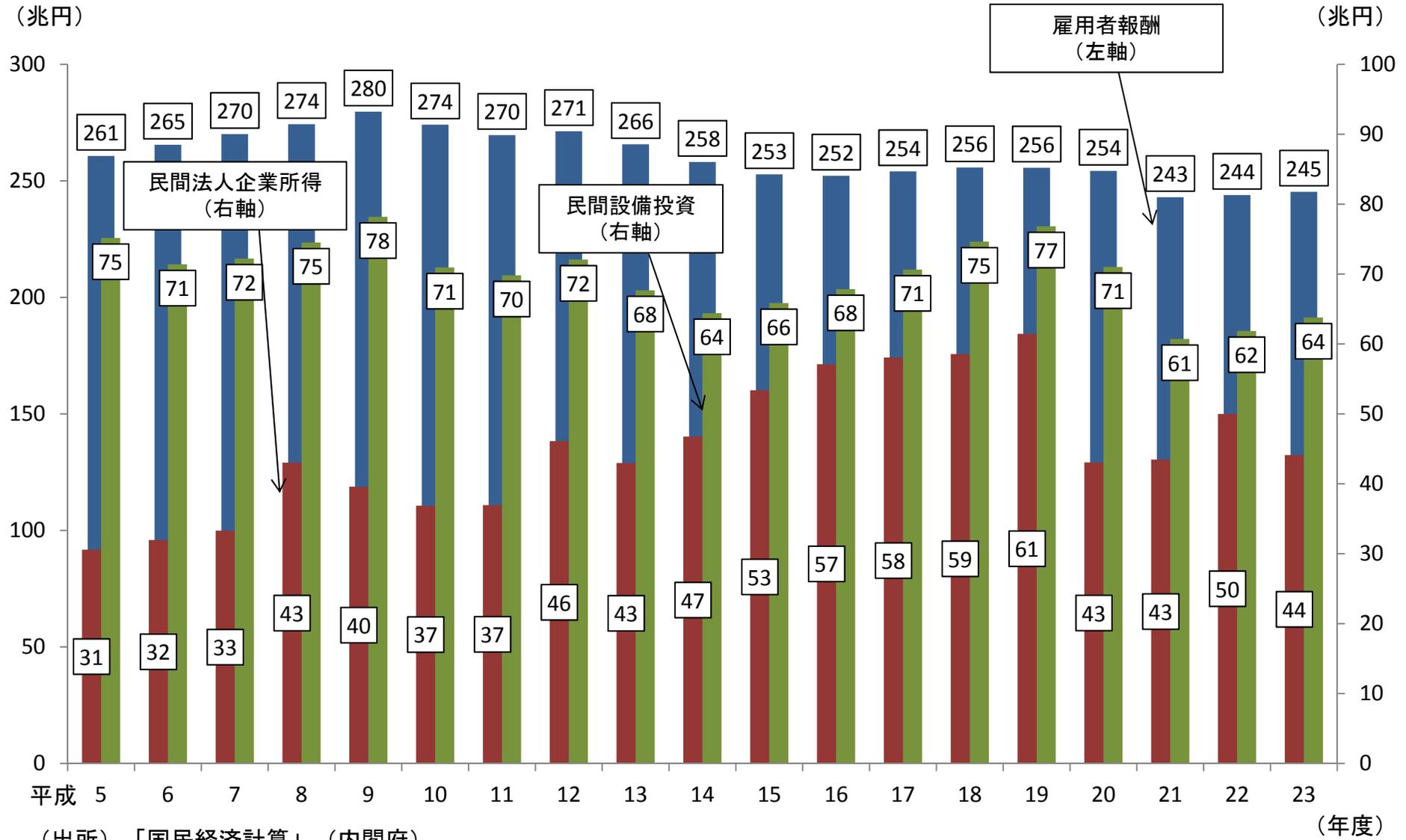
# 利益計上法人の益金処分の内訳



平10、11年  
法人税率  
引き下げ  
37.5→30.0

(出所) “会社標本調査” (国税庁)

## 雇用者報酬、企業所得及び民間設備投資の推移

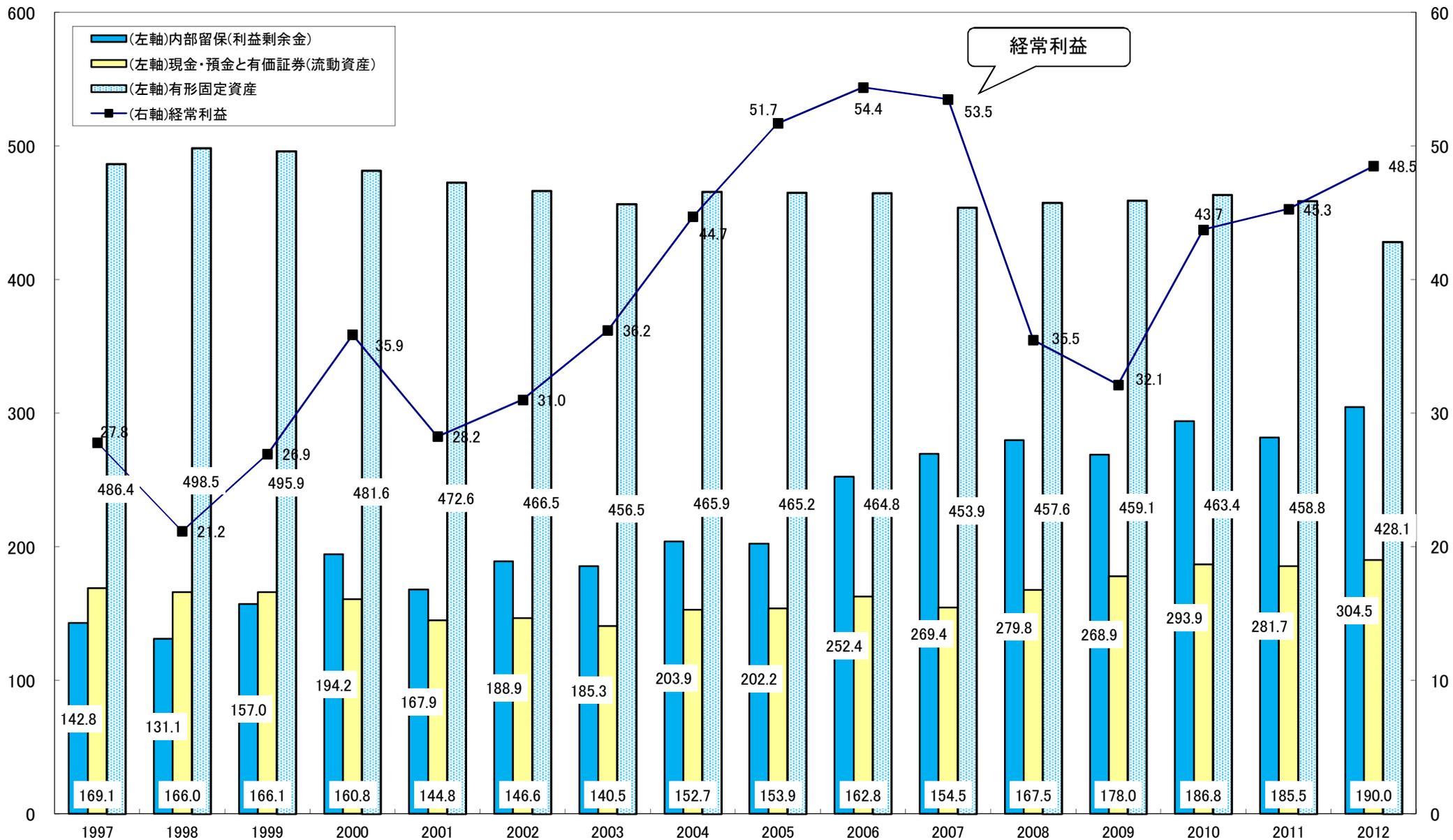


(出所) 「国民経済計算」 (内閣府)

# 内部留保・現預金等及び有形固定資産の推移(全産業)

(兆円)

経常利益  
(兆円)



(注) 全産業(金融・保険業を除く)を対象。

(出典)「法人企業統計」(財総研)